

平成26年 2月 5日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

東京都知事代理
副知事 安藤 立美

特別区長会
会 長 西川 太一郎

都区共同の「路上生活者対策事業」実施にかかる緊急要望

ホームレス問題は大都市に顕著に現れていますが、経済・雇用対策に大きく影響される我が国全体の問題であり、国の責任のもとで総合的に施策を推進していく必要があります。

東京都と特別区は、平成12年度から率先して共同で路上生活者の自立と社会生活への復帰に向けて路上生活者対策に取り組み、都区の緊密な連携により、多くの人が生活保護を受けずに就労自立できてきました。

こうした都と区の取り組みを踏まえて平成14年にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下特措法という）が制定、施行され、国も緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して財源を確保することなどにより、ホームレスの減少に着実な成果を上げてきています。

しかし、ホームレスが高齢化し、固定化・定着化している一方で、雇用情勢の大きな変化などにより、ホームレスの若年化や路上生活は短いもののホームレスになるおそれのある者が増加するなど、新たな課題が生じており、引き続き本事業を推進する必要があります。

こうした中で、今般成立した生活困窮者自立支援法（以下新法という）の施行に向け、その支援内容と特措法に基づくホームレス対策の支援内容に重複する部分があるとして、国では新法施行後の自立支援センターのあり方について検討を行うとしていますが、特措法と新法とはそれぞれの目的に沿った機能が求められており、それに対応した支援内容が必要とされるものです。

本事業が、東京都と特別区の共同事業として成果を上げてきた意義と経過を踏まえ、引き続き特措法に基づくホームレス対策として適切に実施できるよう、連名で下記のとおり緊急に要望をいたします。

記

- 1 生活困窮者自立支援法およびホームレスの自立の支援等に関する特別措置法その他関連施策との関係整理にあつては、両者の役割を明確にした上で、現行の都区共同事業の枠組を変えることなく路上生活者対策事業を推進できるものとする。
- 2 都区共同事業に対し、緊急雇用創出事業臨時特例基金の現行の充当水準が維持できるよう、必要な措置を講じること。